



「同じ社保の調査なのに大分と別府で見られる書類が違うのは納得いかない！」と社労士会が社保事務局に善処を求め、「同じ内容にする」との回答を得た！

…との連絡がありました。事の

発端は役員報酬や賃金の全体が出てくる”総勘定元帳”を調査対象にするか否かで、社保事務所毎の対応のバラつきでした。最近のニュースの中で厚生年金の偽装脱退を社保事務

「現場の専任技術者は3ヶ月以上の勤務実績=雇用関係がないと認められない…と大分市の契約担当者から言われたが、県工事で言われた事はない。どうなっているの？」と土木A級の方から問合せがありました。元請・下請

を問わず、公共性のある2500万円（建築一式のみ5000万円）以上の工事を請け負う場合、現場の技術者は専任性が必要で他の工事との重複は建設業法違反になります。30万円以下の罰金だけでなく

「同じ社保の調査なのに大分と別府で見

空洞化進む徴収率UP?のあの厚生年金…徴収率手この手!



所が手助けしているのではないか？との疑いに対し社会保険庁が全国調査に乗り出す、といった事が報じられていますが、不況で給与の1/4にもなる保険料が払えない中小業者が増加する中で、

厚生年金でも空洞化が進み02年度の収支で赤字額が、国年の9.2倍=約2.5兆円になっています。加入を強制する側と保険料を徴収する側という違った立場の職員が、”徴収率UP！”の大号令の下、苦悩している姿が見えてきます。

行政の是正指導や監督処分の対象にも…。この技術者について国交省は昨年11月に通達を出し、3ヶ月以上の雇用関係が必要との見解を出しました。技術者の常時確保は大変な

事ですが、大分県は来年1月から実施する予定で、

大分市に先を超されました。県入札説明会で話されます。佐伯・臼杵10/20、別府/25、中津・国東/26、玖珠・日田/27、三重・竹田/28、大分/29です。

